

成年後見制度の適切な運用に係る ワーキング・グループ（WG1）の議論を 踏まえた論点整理

論点整理①

改正後の補助に係る各審判を適切に選択・利用可能とするための対応

成年後見制度の見直しにより、包括的な代理権・取消権を有する後見の制度等を廃止し、本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する補助の制度に一元化されることから、制度の利用に当たっては、適切に必要な権限の選択等をする必要がある。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

(新しい制度への対応)

- 本人の同意を適切に確保し、かつ、制度利用の「必要性」の有無について、市町村や地域権利擁護相談支援センター等が適切に判断できるようにするための対応(1-1-1)
- 本人が抱える具体的な法的課題を踏まえて必要な権限を選択できるようにするための対応(1-1-2)
- 制度利用終了後を見据えた支援方針のアセスメントを実施できるようにするための対応(1-1-3)
- 必要な権限の選択等に係る事務負担の増加を踏まえた、市町村長申立等に係る事務負担への配慮(1-1-4)
- 民法等改正法の施行を見据えた家庭裁判所の「制度の運用・監督」機能の在り方(1-1-5)

(地域の支援体制)

- 制度利用前の支援ニーズの精査について、多職種による検討を含めて適切に実施するための対応(1-1-6)
- 本人申立てや親族申立てについて、申立て前から相談支援や方針検討の支援を受けられるようにするための対応(1-1-7)
- 民法等改正法施行後における地域権利擁護相談支援センターの役割や機能の整理(1-1-8)
- 市町村や地域権利擁護相談支援センターにおいて、民法等改正法を踏まえた受任者調整等に対応するための対応(1-1-9)

(周知・広報)

- 利用者、家族、医療・福祉関係者、自治体・社協職員、専門職等に対する民法等改正法の内容や利用場面についての分かりやすい周知・広報(1-1-10)
- 利用者団体等を通じた効果的な周知・広報(1-1-11)
- 地域権利擁護相談支援センターの設置や機能発揮に向けて困難を抱えている市町村の具体的課題も踏まえた体系的な研修や相談支援体制の構築(1-1-12)
- 特定補助の仕組みの適切な運用を図る観点から、制度趣旨や利用場面に関する理解の促進(1-1-13)

論点整理②

補助の終了に向けた権利擁護支援の役割

成年後見制度の見直しに伴い、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能となることから、制度利用の必要性の精査とともに、制度利用を終了する方が地域で暮らしていくための支援への接続が適切に行われる必要がある。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

(制度利用の必要性の確認)

- 「「必要性」の消滅による終了」を実現する観点から、制度利用開始後も補助人のみではなく支援チーム全体で継続的かつ定期的に「必要性」を確認・検討するための取組み(1-2-1)
- 市町村や地域権利擁護相談支援センターにおける継続的かつ定期的な「必要性」の確認・検討の事務負担を踏まえた持続可能なモニタリングの在り方(1-2-2)
- 支援方針のアセスメントを行うために必要な情報(本人の福祉に関する情報等)を関係者間で共有するための方策について、民法等改正法に対応した見直しや継続的な情報更新の在り方(1-2-3)

(地域の支援体制)

- 補助の制度の利用を終了しても本人の地域生活が継続できるような、地域における権利擁護支援体制の整備(1-2-4)
- 補助の制度の利用を終了できるよう支援を確保する観点から、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業や地域独自の支援策等との円滑な接続や、福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業の適切な運用の確保(1-2-5)
- 補助の制度を終了して地域の支援につなげる観点から、地域資源に関する情報の把握・共有・可視化の促進(1-2-6)

(家庭裁判所との連携)

- 市町村長等が家庭裁判所からの照会に対する回答を適切に行うための取組(1-2-7)
- 家庭裁判所と市町村や地域権利擁護相談支援センター等との双方向の情報共有に向けた取組の在り方(1-2-8)

任意後見制度の利用促進

法定後見制度が大幅に見直される中で、本人の意思の反映・尊重や将来への備えという観点から、任意後見制度の活用がより重要になると考えられる。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

(周知・広報)

- 民法等改正法も踏まえた、補助の制度や福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業を含めた地域の権利擁護支援体制全体の中での任意後見制度の位置付けの整理(1-3-1)
- 任意後見制度の利用場面や支援開始までの流れが具体的にイメージできる周知・広報の方法(1-3-2)
- 任意後見監督人の選任を要しない場合が設けられたことや、補助の制度との併用が可能となること、本人と任意後見受任者との間で、任意後見契約の効力を発生させる順序を定めることが可能となったことなど、制度の利用しやすさが向上した点を含めた周知・広報の取組み(1-3-3)
- 身近な一次相談支援機関等における相談機能を向上させるための取組み(1-3-4)
- 当事者にとって分かりやすい周知・広報の方法(1-3-5)
- ライフサイクル上のきっかけと結びつけた周知・広報の取組み(1-3-6)

(担い手の確保)

- 任意後見人や任意後見監督人となる担い手の確保(特に、身寄りのない方等も任意後見制度を活用できるようにするための方策)(1-3-7)
- 法人後見実施団体の任意後見制度の担い手としての活用(1-3-8)
- 任意後見制度の利用促進の観点から、利用者負担の在り方や利用支援の方策(1-3-9)

論点整理④

適切な後見人等の選任等に向けた環境整備

自己決定の尊重といった成年後見制度の見直しの趣旨も踏まえ、本人の状況や意向を踏まえた補助人等の選任・交代や適切な苦情対応が行われることが望まれる。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

(選任・交代)

- 選任に際しての受任者調整という形にとどまらず、相談から支援ニーズの精査、支援方針の検討を含めた一連の支援プロセス全体が適切に行われるための対応(1-4-1)
- 補助人交代や補助の制度の終了等も含めた継続的なアセスメントのための情報共有の方策について、民法等改正法の運用を踏まえてどのようなものが望ましいかの整理(1-4-2)
- 選任、交代に関する考え方についての家庭裁判所と支援関係者との相互理解の促進に向けた取組(1-4-3)

(苦情対応)

- 本人や家族からの苦情等について、地域権利擁護相談支援センター、専門職団体及び家庭裁判所等が地域の実情に応じて連携して対応する体制のあり方(1-4-4)
- 苦情対応や解任事案への対応に関する関係機関の役割分担や連携フローの整理(1-4-5)

論点整理⑤

担い手の確保・育成等の推進

成年後見制度の見直しに伴い、市民後見人を始めとした担い手の活躍の場などについて改めて整理する必要がある。加えて、本人の意向、特性、生活状況等に合わせ適切な補助人等を選任・交代できるようにするため、また、補助の制度以外の支援に繋げるためには、各地域に、多様な主体が支援の担い手として存在している必要がある。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

(市民後見人)

- 補助の制度における市民後見人の役割の再整理(1-5-1)
- 市民後見人養成研修修了者等について、補助人等の受任だけでなく、意思決定支援等を担う地域の権利擁護支援の担い手など、位置付けの再整理(1-5-2)
- 市民後見人その他の意思決定支援の担い手など、地域における権利擁護支援を担う人材の養成・研修の在り方(1-5-3)
- 再整理された市民後見人の役割を踏まえた家庭裁判所との相互理解の促進(1-5-4)

(法人後見)

- 法人後見支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員なども含めた地域における権利擁護支援の担い手の育成(1-5-5)
- 法人後見の担い手育成が進まない要因や受任件数を増やしながら継続的に活動できるための課題分析の方法(1-5-6)
- 法人後見実施団体について、任意後見制度の担い手としての活用可能性(1-5-7)
- 各都道府県における困難事案に対応する法人後見の担い手の育成(1-5-8)

論点整理⑥

市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度の見直しにより、包括的な代理権・取消権を有する後見の制度等を廃止し、本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する補助の制度に一元化され、また、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能となることから、市町村長申立ての運用や報酬助成にも大きな影響が生じることが見込まれる。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

（市町村長申立て）

- 市町村長申立てが必要な事案に迅速かつ適切に実施されるような実施体制の整備(1-6-1)
- 高齢者虐待対応等において必要な市町村長申立てが適切に実施されるための都道府県の支援の在り方(1-6-2)
- 必要な権限の選択等に係る事務負担の増加を踏まえた、申立等に係る事務負担への配慮(1-6-3)
- 市町村長申立てを行った事案に対する選任後の市町村の関与の在り方(1-6-4)
- 市町村が地域権利擁護相談支援センターに事務を委託する場合における適切な役割分担や課題の共有(1-6-5)

（報酬助成）

- 成年後見制度利用支援事業について、必要な方が適切に利用できるような運用の在り方や地域間格差の解消の推進(1-6-6)
- 成年後見制度利用支援事業における報酬助成の在り方やその課題を踏まえた見直しの検討(1-6-7)
- 法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策(1-6-8)

成年後見制度の見直しの周知・広報のあり方

成年後見制度の見直しにより、包括的な代理権・取消権を有する後見の制度等を廃止し、本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する補助の制度に一元化され、また、利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能となるなど、制度の利用方法等が大きく変わることとなる。新たな制度を円滑に施行するため、制度利用を希望する当事者や支援関係者に対し、制度の利用方法等を周知・広報する必要がある。また、適切な運用を図るためには、自己決定の尊重等の改正趣旨についても、支援関係者等に浸透させる必要がある。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

(周知・広報)

- 民法等改正法の施行後、制度利用を希望する当事者が民法等改正法の趣旨に沿った適切な制度利用ができるようになるための周知・広報の方法(主体、媒体、対象等)や、周知広報すべき内容等の整理(1-7-1)
- 民法等改正法の施行までの時間軸や施行後の運用実態を踏まえた着実な理解促進の在り方(1-7-2)
- 市町村や地域権利擁護相談支援センターにおいて必要な準備の見通しを立てることができるような周知・広報の在り方(1-7-3)
- インターネットやSNSだけでなく、地域に根ざした顔の見える周知・広報の取組み(1-7-4)
- 市民後見人等の権利擁護人材の育成と連動した周知・広報の取組み(1-7-5)
- 本人を中心に、家族その他の身近な支援者に対する、地域の権利擁護支援策等についての分かりやすい情報提供と理解促進の取組み(1-7-6)
- 民法等改正法の施行後において、支援者や関係機関に対して支援プロセス全体の流れやその中で各支援主体の役割が分かる資料の作成(1-7-7)
- 医療機関に対して成年後見制度や後見人等の役割の理解を促進するための取組み(1-7-8)
- 特定補助の仕組みの趣旨及び利用場面に関する理解促進(1-7-9)

論点整理⑧

不正防止の徹底と利用しやすさ（後見事務の円滑化を含む）の調和

不正事案の防止のためには、監督機能の充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関・関係団体において、不正事案の発生を未然に抑止するための方策を推進する必要がある。その際、後見事務の円滑化を含め、制度の利用しやすさにも配慮する必要がある。

これを踏まえ、以下のような点を中心に、今後更に検討を深めることとしてはどうか。

（不正防止）

- 補助人の権限の内容を踏まえた家庭裁判所の監督機能の発揮による不正防止(1-8-1)
- 専門職団体による会員に対する自律的な指導監督の実施(1-8-2)
- 民法等改正法の施行後は補助の制度に一元化されることを踏まえた後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の在り方(1-8-3)
- 補助の制度の利用終了後においても後見制度支援預貯金・後見制度支援信託と同様の仕組みの金融商品の利用を継続できるような取組み(1-8-4)
- 本人の意向にも配慮した、後見制度支援預貯金・後見制度支援信託を含む金融商品拡大に向けた取組の促進(1-8-5)
- 補助の制度の利用の有無にかかわらず、本人がその意思に基づいて預貯金口座や電子決済等を安全に利用するための支援の在り方(1-8-6)
- 横領行為による損害に対する実効性のある被害救済手段に関する整理(1-8-7)

（各種手続における後見事務の円滑化）

- 行政や金融機関等における手続において、制度利用者や後見人等の負担を軽減するための後見事務の円滑化に資する取組(1-8-8)
- 後見登記の利用の円滑化(1-8-9)